

東京都北区交通安全協議会規約

昭和39年9月3日

（名称及び目的）

第一条 区並びに関係行政機関及び関係団体とが相互の協力体制を確立し、もって強力かつ、効果的な全区民運動を推進し、交通事故のない安全な住みよい区を築くため、東京都北区交通安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第二条 協議会は、交通安全対策基本法第二十六条に基づき、前条の目的を達成するため、「東京都北区交通安全計画」の策定及び、交通安全に関する広報、教育、調査研究など本会において必要と認める事項について協議する。

（組 織）

第三条 協議会は、別表（一）に掲げる委員をもって構成する。

2 会長は特に必要があると認めたときは、前項以外の者を臨時に参加させることができる。

3 協議会は別表（二）に掲げる幹事を置き、会長の命により事務を掌る。

（部 会）

第三条の2 協議会は、会長の命により特定の施策に関する調査及び活動を行う専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会に関する事項は、会長が定める要綱にゆだねる。

（会 長）

第四条 会長は区長とする。

2 会長は会議を主宰し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第五条 協議会の会議は、必要のつど開催する。

2 協議会の会議は議事に関係のある者のみで開催することができる。

（事務局）

第六条 協議会の事務局は、都市整備部交通事業担当課に置く。

付則（令和5年8月10日5北土土第4291号）

この規約は、令和5年8月10日から施行する。

付則（令和6年10月1日6北土土第4429号）

この規約は、令和6年10月1日から施行する。

付則

この規約は、令和8年7月21日から施行する。

東京都北区交通安全協議会規約

別表（一）

区分	役職等
北区議会議員	北区議会議長
	北区議会副議長
	北区議会文教委員会委員長
	北区議会文教委員会副委員長
	北区議会建設委員会委員長
	北区議会建設委員会副委員長
関係団体の代表	滝野川交通安全協会
	王子交通安全協会
	赤羽交通安全協会
	北区町会自治会連合会
	北区商店街連合会
	北産業連合会
	北区男女共同参画推進ネットワーク
	東京都自動車整備振興会城北支部
	東京都自転車商協同組合北区連合会
	区内鉄道・バス交通事業者代表
教育関係機関等の代表	区立小学校長会
	区立小学校 PTA 連合会
	区立中学校長会
	区立中学校 PTA 連合会
	区立保育園長代表
	区立幼稚園・こども園長会
	区内私立幼稚園協会
	区内高等学校代表
	区内専修学校代表
関係行政機関の職員	滝野川警察署長
	王子警察署長
	赤羽警察署長
	王子消防署長
	赤羽消防署長
	滝野川消防署長
	国土交通省東京国道事務所長
	東京都第六建設事務所長
北区職員	北区交通安全対策本部長（副区長）
	北区教育委員会教育長
	北区交通安全対策副本部長（都市整備部長）

別表（二）

幹事	北区都市整備部交通事業担当課長
	北区土木部道路公園課長
	北区教育振興部学校支援課長
	滝野川警察署交通課長
	王子警察署交通課長
	赤羽警察署交通課長
	王子消防署警防課長
	赤羽消防署警防課長
	滝野川消防署警防課長